

年収の壁・支援強化パッケージ（被扶養者認定）

年収の壁とは、収入増によりいろいろな制度の優遇措置が受けられなくなり手取り収入が減るために、パート労働者等が勤務調整を行うときの考え方で、人手不足の原因の1つとされます。

政府は本年9月、年収の壁・支援強化パッケージという当面の対策の中で、130万円の壁への対応として「事業主の証明による被扶養者認定」というものを出しています。折しも協会けんぽでは令和5年度被扶養者資格再確認がなされている時期であり、また各健保組合でもホームページに説明が掲載されつつあります。制度は既に始まっていますので内容をご確認ください。

1. 概要

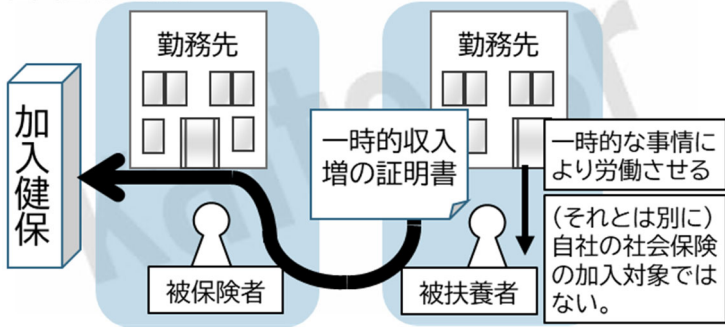
今後保険者によって行われる被扶養者の収入確認において、確認の対象となる過去の収入にて、「一時的に収入が増加し、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円以上となる場合においても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断する」とされました。

2. 具体的な手続き

被扶養者の収入確認の際に、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付します。（事業主証明様式はこちらでご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/001159349.docx>）

証明するのは被扶養者が勤務する事業主であり、被扶養者の認定を受けるため証明書を提出するのは被保険者が勤務する事業主です。（図参照）

図：証明の流れ



この仕組みがうまく回るためには、被扶養者の勤務先の事業主は、自身の職場で被扶養者である者の労働時間を一時的に増やした場合にその事情を把握したうえで、被保険者の勤務先の要請に合わせて（実際には被扶養者の依頼により）スムーズに証明を交付するといった体制が必要です。

なお、協会けんぽの今年の被扶養者資格確認では、被扶養者の解除が収入増加であると返送した場合、一時的な収入増ではないのか照会を行う可能性が示されています。

以下は、被扶養者の事業所が把握すべき内容です。

3. 対象となる被扶養者

短時間労働者である被扶養者が対象であり、配偶者（国民年金第3号）だけではなく、他の社会保険の被扶養者、新たに被扶養者認定を受ける方も対象となります。また、いわゆるシフト制であっても対象です。

その他、60歳以上または概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合の年間収入180万円未満にも適用されます。

4. 一時的な収入増加の事情とは

Q&Aでは、従業員の退職・休職、受注の好調、突発的な大口案件があげられています。厚生労働省が示す事業主証明書には事情を記載する欄がありませんが、確認を受ける可能性はあります。

なお、基本給増額、恒常的な手当新設などは、一時的な収入増加と認められません。

5. 同一の者について原則として連続2回まで

同一の被扶養者について原則として連続2回までが上限とされています。連続2回とは年1回の被扶養者収入確認が前提とのことですが、実施時期は被保険者が加入する健保組合等次第です。

※106万円の壁の対策である社会保険適用促進手当の導入、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）は改めてご案内します。